

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興 下

—特にその十一面觀音造像と工匠の問題に就いて—

森末義彰

四 造像の経過と工匠

先づ最初に十一面觀音の規模に就いて見ると、内閣記録課所蔵の尋尊大僧正記二に收められた、松南院清賢が明應度に作製した指圖の寸法を尋尊が注して置いたものに左の如く記されて居る。

長谷寺十一面觀音指圖、於禪定院成之、高野紙四百三十枚繼之、一枚者一

尺五分與一尺七寸余也、四方切定、

一〇〇高三丈八尺五寸、横一丈五尺、

身光廣九尺五分、同圓光廣九尺六寸五分、

三面寶殊^(マ)高二尺一寸、横一尺六分、火燒連花座^{マテ}、寶

之、一尺八寸^ツ、唐花深五分可有之云々、

一御佛二丈六尺、御足ノウラヨリミタレ

御カホノ長四尺五寸、ヲトカヒヨリ御クシマテ、

ヨコエ三尺八寸五分、御クシ御ミ、マテ、
天冠^{ヨリ}最^ミ頂上佛御光マテ六尺三寸、

合三丈二尺三寸歟、佛悉皆分、又御足下ニ寶石ニ入分七寸五
頂上佛面二尺、横一尺六寸、

取上佛立像二尺二寸、

天冠之ヨコ五尺六寸、

小面タケ一尺五寸、天冠マテ、ヨコエ一尺一寸

一錫丈タケ四尺八寸、ヨコエ一尺八寸、

柄長二丈三尺七寸、切口二寸五分、

一水瓶タケ四尺、

立花タケ六尺五寸、

一右御手カヒナマテ一丈三尺四寸、御手ハ二尺
二寸五分、

御念殊長五尺六寸、

一御足ハ衣ハツレヨリ出分一尺八寸、

一御カタ廣左右エ、六尺一寸、

一御目一尺、御口一尺一寸、御ミ、二尺八寸、

一眉間水精三寸、本二寸五分云々、フカサ四寸云々、

大綱此分以建保七年以安阿彌陀佛記圖之、筆師小南院繪所大輔法眼清賢、
二月十八日ヨリ廿五日至百疋下行之了、

長谷寺觀音御タケ

二丈六尺ヲ七ニ分ハ、三尺七寸一分半、合二丈六尺也、然者御クシノタケ
三尺七寸一分半也、ヲトカヒヨリカ、ツキワマ
テ、ヨコエモヲナシ、
御身ノタケハ七ノ物六也、

御足右進出三寸、御ヒサ同、

御足ト御足トノ間二尺五寸、

□□□□(軸)轉ハタケ七寸五分、ソコハ五寸五分、□□桶ノ底ノ様也云々、

御光ハタケ三丈八尺五寸、横ヘハ一丈五尺、ウラハ如龜甲、ホリ物ナシ、
面ハ唐花ヲホル、深五分、梵字アリ、十一、

とあり、この規模は建保以來踏襲されて來たものであつて、次の天文度も勿論この規模に従つて造像が行はれたものであらう。

註、この仕様書は、後にも述べる如く、雜事記明應五年二月十八日の條に、松南院清賢が十一面觀音の指圖を作製した時の記事の終に、「猶亘細寸法記別了」と記されて居る尋尊大僧正記の別記であつたものが、何等かの機會に散佚して、この断簡を集めめた尋尊大僧正記二の一部に混綴されたものであらう。

イ 御衣木の問題

凡そ造像の工が起される場合に、最も緊急を要するものは、その材料の選定でなければならない。然もそれが靈威を必要とする神體或は本尊である場合には、その選定には又種々嚴重な制約が付せられるのは勿論の事である。然してその造像對象が木像である場合には、その材料たる木材は御衣木として神聖視される。今問題とする長谷寺十一面觀音は、勿論木造佛であるので、その造像に際しては、

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

常に御衣木に關する問題が重要視されて居る。即ち明應度の例を徵して見ると、焼亡後復興の事業に關して先づ第一に勧進聖達が別當大乘院尋尊に指示を仰いだのは、御衣木と勸進に關する問題であつた事は、十二月四日。この御衣木に關する問題が緊急且重要なものであつた事を物語るものでなければならぬ。

この御衣木點定の狀態を見ると、先づ建保度には炎上後一月を経過した三月十五日に

三輪杉御衣木引之、此外在々所々引之、

とあるのみであるが、之は是より早く三輪以下の在々所々の靈木が點定されて、早くもこの日に長谷寺に引き寄せられたものである事を示すものである。之が弘安度になると、その點定状況は詳細に記録されて居る。即ち本面用としては吉野河上白河谷の奥及び相谷の奥小谷野の檜の古木が引かれ、頂上小面用としては八幡御山内薬師堂傍の「霹靂古木楠枝」が用ひられ、觀音御身用としては宇多郡の内竹河・山部・井足・極樂寺・中富・雨師・笠間の諸所及びその他國內の布留・二本・橋本里方・外ノ山・角柄・白河・吉穩・脇本・坂原・興喜・塔本等の杉十八本・檜一本が點定されて居る。之を明應度に就いて見ると、鞍田杉・脇本庄楠・内山中院楓等が問題に上つて居る。明應四年十二月四日。この中鞍田山の杉は、郷民から差し出し難い旨の返答が一旦あつたが、尋尊は「不可然旨」奉書を出して、之を徵發して居る。十二月九日。以上の如くこの場合の御衣木は、何れも大乘院或はその末寺の所領内から、寄進の名に於いて徵發されたものであ

つた。更に大和國內のみならず、他國から引かれる場合も時にはあつたものと見えて、明應度に事始の遅れた理由として廿八年四月。

但江州御衣木相待子細在之故也云々、

と記されて居て、この場合近江からも御衣木が徵發された事を物語つて居る。勿論これは近江の大乘院領から引かれたものであらう。御衣木としては如何なる種類の木が引かれたかと言ふと、前に挙げた諸例に依つて見られる様に、木彫に便利な檜・杉・楠・楓等であつた。然も弘安度の御身用御衣木に關して

或神木或霹靂等靈木也、

と記されて居る様に、神木或は霹靂木—霹靂は雷を意味する語であるが、こゝでは高く天空を摩する大木を指したものであらう—が用ひられて居る。これ等の古木は通常の状態に於いてさへ神木或は靈木として神聖視されて居たものであるから、一旦之が靈驗あらたかな本尊の御衣木となる場合には、彌が上にも神聖視され、之に對して様々な信仰が持たれて來るのは當然の事である。我々は長谷寺十面觀音の御衣木に關しても、二三の興味ある信仰の様相を見る事が出來る。即ちこの御衣木の端木を以て、念珠或は小佛像を作製して、常住之を用ひ或は拜して、十一面觀音の靈験にあづからんとする信仰である。先づ念珠に就いて見ると、造像中密かに御衣木の端木を取つて念珠を作要したものがあつたが、觀音の靈威に依つて召し返されたといふ靈異譚が、雜事記の明應五年十月十五日及び十二月十四日の兩度に亘つて記されて居る。

又後土御門天皇が、十一面觀音を御信仰の結果、中御門宣胤に命じて、御念珠用として御衣木の端木を召し寄せしめられた事が、同じく明應六年四月廿三日の條に見えて居る。更に天皇はこの端木を以て、長谷寺十一面觀音を摸した小持佛を造らしめ給ひ、三鉢寺善空を召してその開眼供養を行はせられた事が、御湯殿上日記明應六年九月三日の條に

はつせのみそきの木にてつくらせらるゝくわんおんのくやう、三五^(鉢寺)のくやうあり、ちやうらうにめさるゝ、かうろ・しょく・十帖いたさるゝ、

と記されて居る。又尋尊が長享元年七月廿五日珍藏院の新造の堂に詣して、その本尊に就いて

本尊ハ長谷觀音、椿井成慶法眼之作、音賀之本尊也、
と記して居るものも、恐らくは御衣木の端木を以つて刻せられたものであらうと思はれる。この推測を裏書する事實として次の様な例が見られる。即ち尋尊は明應三年に元禪定院の觀音堂の本尊であつた十一面觀音を、松南院清賢及び高天好尊に命じて修補せしめて居るが、その時この尊像の由緒を記して五月廿七日。

此十一面觀音者、長谷寺御衣木、定阿ミ作也、御長三尺三寸二分半、金尺、悉皆自地至御光五尺九寸、

と記して居る。この作者定阿彌は恐らく建保度の大勧進定阿彌陀佛と同一人なるべく、然りとすればこの十一面觀音は建保度の御衣木の端木を以て彫刻された事が明らかである。

御衣木選定に關する問題が一段落着いたので、今や我々は造像の

工作に從事する工匠の問題に入らなければならぬ。こゝでは造像

工作の中心となるべき佛師の問題に就いて考査し度いと思ふが、その前に一應下圖作製の事に觸れて置かなければならぬ。造像に際して本作に入る前に下圖が作製されるのは、當然の過程である。古く建保の場合には大佛師快慶自身が之に當つた事は、前に舉げた清賢の仕様書に依つて明白である。所が降つて明應度には、大乘院の繪所であつた松南院清賢が之に當つて居る。雜事記明應五年二月廿五日の條を見ると

長谷寺觀音指圖自十八日初之、高野紙四百卅枚繼之、上下エ四十三枚ツ、

横十枚、御光高三丈八尺五寸、ヨコ一丈五尺、本尊二丈六尺、

大輔法眼清賢至今日圖之、粉骨分百疋下行之、猶巨細寸法記別了、

とあつて、清賢は十二月八日から二十五日に至つて圖繪を完成し、特に粉骨分として百疋の下行を受けたのみで、その他に何等報酬を受けた事も記されて居ないのは、彼が大乘院所屬の繪所として、そ

(註)の給分を受けて居た事に因るものであらう。この仕様書の巨細を記

した別記は、既に前に引用した所であつて、之に依つて十一面觀音の規模を詳細に知り得るものである。この清賢に依つて作製された指圖は、刻彫の基礎となるべきものであつて、後に木合番匠として長谷寺に下向する大乘院座の權大工左衛門太郎は、指圖の完成後直ちに門跡に伺候して、巨細の寸法を寫し取つて居る。(二月廿八日)この指

圖は越えて閏二月九日には、定使常慶法師を宰領として人夫二人の

手に携へられて長谷寺に送付されて居る。

一方本尊刻彫の任に當るべき佛師の選定は、この場合最も重要な問題であつた。長谷寺は中世に於いては、大乘院の末寺としてその支配下にはあつたが、その規模に於いては相當大なるものがあつた。従つて長谷寺々住の佛師の存在も亦論を俟たない所である。然し本尊十一面觀音像と言つた様な大事業になると、獨立に彼等の力のみを以てしては、到底之を成し遂げる事は不可能であつた。その結果自然に京都或は南都の佛師等に依つて、大佛師職の競望が行はれたのである。

今大佛師選定の實際に就いて述べて見ると、先づ建保度は、當時名工の譽一世に高かつた安阿彌陀佛快慶が、法橋行快以下十五人の小佛師を率ゐて、十一面觀音刻彫の大業を完成した事が記されて居るが、この快慶が如何なる過程を經て大佛師職を獲得したかの問題に就いては、何等記す所がないので明らかでない。

次の弘安度になると、名工多く、或は重代と號し、或は名譽と稱して互に競望したので、何れとも決定し難く、觀音の冥慮に依る事に決し、探即ち闇に依つて大佛師職を選ぶ事となつた。即ち尾張法橋運實・尾張新法橋湛康・相模法橋慶秀・法印院信・法印院忠・法眼院清等六人の名を探箱に入れて、之を觀音の寶座邊に置き、その前に於いて寺僧並に勧進聖等が、五月十六日より一七日間不斷十一面大誦を唱へて祈請し、その後廿二日に至つて別當の使者駿河公慶

快以下長谷寺の所司・五師兩座及び勸進聖等立會の下に探箱を開いた所、大佛師職は尾張法橋運實の取當てる所となつた。その結果運實は大佛師として、湛康以下十八人の小佛師を從へて長谷寺に下向して居る。

之を明應度に就いて見ると、焼失後間もなく十二月二日には、南都佛所の一人である椿井舜覺法眼春慶が、別當大乘院尋尊の許に伺候して、早くも長谷寺大佛師職競望の事を申出で、居る。長谷寺に於いては、前述の如く、弘安の炎上以後約二世紀に亘る平穏状態が續いた爲、佛師を必要とする機會極めて少く、たとへ彼等を必要とする場合があつても、寺住の佛師を以て事足りたものと見えて、春慶の大佛師職競望に對して尋尊も

弘安三年三月十四日廻祿以後之佛所・繪所等何軀哉、

と記して居る程である。然しこの際佛師の選定は早急を要する重大事であつた爲、十二月六日長谷寺使節として奈良に上つて、復興に關して別當尋尊の指示を仰いだ東勝院は、全山の意志を代表して

佛師等事、弘安例以心落令結縁云々、

と弘安の例に従ふべき事を希望して居る。然るに佛師選定の問題は翌年に至るも猶解決しなかつたものと見えて、翌五年二月十八日には、東勝院は再び佛師選定以下の問題を携へて奈良に上つて居るが、尋尊は之に

佛師事、於此方者椿井舜覺之外可然無之、於此外者可加人數歟、其外可申合程之仁無之、所々相尋者可然旨仰了、

と返答し、更にその選定に關して「能々可付才學旨」仰付けて居る。この事は一面弘安度の多數佛師の競望の状態と比較して、彫刻界の衰微とその人物無きを思はせるものである。

一方京都の七條佛所大輔公覺藏は、長谷寺炎上の報を傳へ聞いて、その大佛師たらんと欲し、一條冬良を通じて、長谷寺大佛師職競望の由を尋尊迄申出で、居る。五年二月廿四日。所が長谷寺側では、所々探索の結果、佛師選定の目鼻がついたものと見えて、閏二月二日には「佛師事可計略子細在之旨」を尋尊に報告して居る。一方七條佛所の覺藏は、冬良を通じての競望に對して何等の返答もないのに焦慮してか、尋尊の許に佛師に關して長谷寺の報告があつた翌日三日には、重ねて何等かの決定を督促し、その彫刻界に於ける功績を述べ立て居る。即ち尋尊は之に就いて閏二月七日。

万里少路大佛師大輔公覺藏公武之佛師云々、作申本尊南禪寺・天龍寺・相國寺・清水寺之二王、

と記して居る。尋尊はこの再度の催促を受けるや、冬良への義理を顧慮してか、九日には一應覺藏の大佛師職競望の旨を長谷寺に通告して居る。然し乍ら春慶・覺藏の何れを採用すべきかに關しては、彼は全然自己の意志を表示する事を避けて三月十九日。

佛師事京都覺藏・南都春慶各棟梁事望申、可爲寺家所存之由仰了、

と言ひ、その決定を長谷寺自身の所存に任せると言ふ態度を示して居る。所が長谷寺に於いても容易に決定し得ず、荏苒數ヶ月を経て六月中旬に至つて、漸く解決の端緒を得た程であつた。即ち六月十

八日の注進に依ると

定榮息
少貳房院榮

定春息
（幡摩）
幡摩房定晉
（幡摩）

昨日自長谷寺注進、就佛師儀聊指合之題目候間、本尊造立之事、于今延引、
昨日屬無爲候、子細中々不申候、以寺官吉日・佛師等事可得御意云々、
と言ひ、越えて七月三日には使節東勝院・經藏坊の兩人が參候して
佛師事色々相尋計略也、初瀬止住佛所一人・七條佛所西、一人・椿井舜覺
法眼、此三人爲棟梁申合可沙汰分一決、就其此子細舜覺ニ可被仰付之云々、
と、覺藏・春慶・寺住佛師三人共に申合せて沙汰せしめる事に決定
し、その旨を春慶に命ぜられん事を申出て居る。所が尋尊は之に對
して「佛師事兩三人棟梁之内春慶法眼事仰付之事」七月四日と兩使節

に返答し、南都佛所として、尋尊と最も親近な關係にある椿井春慶
を選んだのは寧ろ自然の成行と言ふべきであらう。この尋尊の意志
表示が最後の決定をもたらしたものと見え、春慶は明應度の大佛師
として八月十五日の御衣木加持・手斧始の儀に列つて居る。然して
造像完成後長谷寺が別當尋尊に注進した佛師交名を見ると<sub>五年十
月廿日</sub>

左方棟梁
南都椿井舜覺法眼春慶

伴

春慶息

浮春房善慶

同高間
大貳法橋弘尊

同登大路
舜禪房弘慶

同富士山
定舜房尊春

右方棟梁

土佐法橋定春
當寺住

伴

勢州安野津住
帥法眼定榮
當寺住

備後房定慶
當寺住

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

とあつて、左方は椿井春慶を棟梁として、高間弘尊・登大路弘慶・
富士山尊春等南都佛所を總動員し、右方には長谷寺止住の土佐法橋
定春・定晉父子並に備後房定慶と、伊勢安濃津の佛師帥法眼定榮・
院榮父子を以て之に宛てゝ居る。かくの如くにして、一條冬良を通じて運動
して再度に亘つて所望し、或は又上洛中の勧進聖の手を通じて運動
した七條佛所覺藏が、六月廿三日全然除外されたのは注意すべき結果で
あつて、長谷寺の地位・立場からして、之も亦已むを得なかつた所
であらう。

右の明應度の例に觀取される如く、佛師の選定に關しては、別當
たる大乘院門跡の意志表示が最後の決定をもたらすものであるが、
この事情は更に天文度に明瞭に認める事が出來る。即ち天文之記天
文六年卯月十九日の手斧始の記事を見ると

佛師ワ長谷團坊家ニ挑^{（説）}、雖然彼團坊佛師不沙汰間、大佛師ワ自京都以政所
様三條西殿御口入ニテ、一條之大藏卿與云佛所被申間、從門跡本願方へ被
仰出、佛師之棟梁ニ被相定了、自所々棟梁事雖望申、門跡ヨリ御口入間、
一條佛所大佛師沙汰也、

とあつて、結果に於いては前の明應度と反対の現象を生じて居るが、
こゝに於いても別當大乘院門跡の意志が、佛師選定に關して強い力
を持つて居た事が知られる。

上述の諸例に依つて明らかに見られる様に、佛師選定の最後の決
定權は常に別當の手に留保されて居たのであるが、さて如何なる佛
師が優先權を有するかといふ様な事は何等認められず、強ひて言へ

ば弘安の例に見られる様に、重代とか或は名譽といふ様な事情がある程度迄認められて居た様である。即ち明應度に五年十月。

當寺住僧海屋ハ、弘安之佛所運實法眼之號末孫、雖非佛師作析分可預支配之由申之、

と記されて居る事は、かゝる事情の存在を裏書するものでなければならぬ。建保度や弘安度に南都佛師が選ばれず、特に京都佛師が

採用された事は、當時は鎌倉初期の造像彫刻の興隆期の跡を受けて、京都佛師が南都佛師に比し、技術的に遙かに高度に位置して居た事に因るものであらう。之が室町期に入るに及んでは、技術的には兩者共に同一水準に在つた爲に、寺自身とより親近な關係を持つ南都佛師或は寺住の佛師が選ばれたのであらう。かゝる事情が明應度に於ける京都佛師の除外となり、更に結局に於いては天文度に京都佛師が選ばれたが、最初には寺住の闍坊佛師に命ぜられるといふ様な場合を導き出したものであらう。

註、本誌第四十一號、拙稿、中世に於ける南都繪所の研究を參照され度い。

ハ木合番匠

造像事業が興隆期に達すると、その工作過程に種々分業化が認められるのであつて、主として彫刻のみに當る木佛師の他に、木合番匠・塗師・薄師・飴佛師等に依る工作過程の分化が見られる。特に今問題とする十一面觀音の如き巨像の場合になると、夫々の分擔部 分が極めて明確に規定される。今木合番匠の場合に就いて考へて見

る。木合番匠とは其の名の示す如く、木佛師の彫刻した像體の各部分を組み立てる仕事に當るものであつて、木佛師の仕事の補助的役割を果す番匠を意味するものである。勿論木合番匠と稱する特殊な番匠の階級があつたものなく、普通の番匠が之に當つたものであり、特に造像に際して佛師の補助工事に當る場合にのみしく呼ばれたのである。

さて十一面觀音の造像に際して、木合番匠は如何なる規準を以て選ばれたであらうか。先づ建保の場合を見ると、新造佛奉立の日に大工成行が、祿物として絹一疋・錢一貫を與へられた事が記されて居る。勿論この大工成行は木合番匠であるが、彼の所屬その他選定の事情等は全然不明である。之が弘安度になると夫等に就いて明瞭な記載が見られる。即ちこの時木合番匠としてその交名を連ねたものは、總數十人であつて、大工行吉以下は別當大乘院家から下された奈良方番匠であり、大工賴繩以下は寺住番匠であつたと注されて居る。然して其の人數に關しては兩番匠共に五人宛であつた。

然らば明應度は如何であつたか。明應度の木合番匠の選定に就いて述べるに先立つて、當時長谷寺に於いて番匠を必要とする建築工事の場合の彼等の割當の慣例を見て見ると、長享三年の三重塔九輪上に際して、奈良方番匠と長谷寺の間にその割當に就いての紛議が生じて居る。即ちこの時奈良方番匠は大鳥居・惣門・興吉社等の造替の例を擧げて、奈良方・寺住兩者共に十五人宛とその權利の平等を主張し、長谷寺側では永享四年・康正二年・文明年間の舞臺造營

の例に據つて奈良方十人・寺住十五人を主張し、共に相讓らなかつた。

三月廿九日、四月一日、同四日。この問題はその後七月の新宮社造營の場合にも持

ち越されて、奈良方番匠は權利の平等分配を固執して居る。七月廿五日。

以上の如く奈良の番匠は普通の建築工事に際しては、長谷寺に於いて一特權を持つて居たのである。之に就いては前述の如く、長谷寺が大乘院の末寺であり、長谷寺に於ける寺僧・工匠の補任以下總ての支配権が別當大乘院の手にあつた事に因るものである。

明應度の木合番匠の選定に就いて見ると、最後の決定に至る迄には、種々の經緯が見られる。この時焼失の直後十一月廿八日に、大乘院座の權大工左衛門太郎が尋尊の許に參候して、觀音堂の指圖を見参に入れ、尋で翌年二月廿八日には再度尋尊の許に於いて、松南院清賢引く所の十一面觀音の指圖に就いて、その寸法を寫し取つて居る事は、彼が長谷寺再興の大工職を約束されて居た事を暗示するものでなければならない。十一面觀音造像の木合番匠に關する記事が、雜事記の記載中に表はれて來るのは、然しこの後の事であつて、御衣木加持及び手斧始の近附いた三月八日の條に始まる。即ち當時長谷寺には寺住番匠が四十一人あるので、之を六番に編成して一番分七人を取り、一方奈良方番匠は十五人と定めて、三人宛五番に編成してその一番分三人を取り、都合十人を奉仕せしめようとする長谷寺側の意向も、奈良方番匠の十五人全部を奉仕せしむべきか、或は又奈良方・寺住兩者を同數に均分すべきものとする抗議の爲、折合不可能となり、結局別當の裁斷に一任といふ形を取つて漸く落着

するに至つた。かくして三月十八日使節として奈良に上つた東勝院に對して尋尊は三月三十日。

番匠事兩座結番、公用不足故也、結番之次第一番巡、奈良方大工・權大工兩人、外ニ三人、合五人也、十五人之内、長谷座大工・權大工二人之外ニ

五人、合七人、四十一人之内、

と言ふ斷案を示して居り、この案に依つて番匠數の割當は決定し廿一日に下向と言ふ事になつたもの、様である。所が十一面觀音造像が終つて奈良に歸つた左衛門太郎が、御禮に伺候して造像の次第を尋尊に報告した時に、造像に從事した佛師・番匠の人數に就いて「佛師十人・番匠十五人」と記されて居る。明應六年正月四日。 之は右の奈良方五人寺住七人都合十二人といふ尋尊の最後案と矛盾する譯であるが、長谷寺十一面觀音の事始が八月十五日と決定した後、大佛師春慶が伺候した時に、尋尊が「佛師番匠三人事ハ、寺家方可入五人之内旨」申付けて居るが、八月一日。 この佛師・番匠三人が十二人に追加されて十五人となつたものではあるまいか。

猶春慶が佛師・番匠の事に關して尋尊の命を仰いだ時に、尋尊は長谷寺十五日事初必定、番匠十人之内門跡方五人、寺家方五人、必々五人分可交旨仰了、

と言ひ、又左衛門太郎以下五人の奈良番匠が事初に下向すべき事が決定した事を記した後に、「此外五人ハ自寺家入之」と記して居て、八月十日。 奈良方五人・寺住五人と言ふ割當が見られるのであつて、甚だ不審に思はれるのであるが、想像が許されるならば、この十人は事初に列して祿物に預る人數を謂つたものではあるまいか。

以上番匠に關しては、史料不足の爲臆測に終始した譏を免れないと思ふが、この點に關しては大方の御教示を請ふ次第である。

猶この外に鍛冶も同様に木佛師の補助として必要とせられた事は、弘安度に

銀治六人 宗友大工、伴五人

と記されて居り、明應度にも五年八月十五日の手斧始の佛師以下の座配を記した中に

辰巳方斬下番匠・假治出仕、一所也、

とある事に依つて知られるが、如何なる座が之に當つたものかに就いては、何等記す所がないので明らかでない。

ニ 造像の經過

前述の如く本尊の材料となるべき各所の神木或は靈木が御衣木として引き寄せられ、これを刻すべき工匠の人選が決定すると共に、御衣木加持並に手斧始の儀式が嚴肅に行はれる。こゝに於いて始めて造像の事業はその緒に著く譯である。

これ等の儀式は嚴重を極めたものであつて、先づ最初陰陽師に依つて、それを施行すべき日時が勘申される。この長谷寺十一面觀音の場合に於いては、別當の命を受けて、南都の陰陽師幸徳井氏が勘申に當つて居る。即ち明應度の例を見ると、幸徳井三位友延は刀始の吉日を明應五年四月三日庚辰の辰時及び同十一日戊子の辰巳の時と勘申したが、三月十九日この兩日共、近江の御衣木未到來及び佛師選

定困難等の事情に依つて延引の已むなきに至つた。この後それ等の問題の解決と共に再度勘進の事が命ぜられ、友延は八月十五日の巳午時と勘して、八月五日この日を期してこの度の御衣木加持・手斧始の儀式が行はれる事となつた。

御衣木加持に際してその日時の勘申と共に重要な問題は加持師の人選である。即ち建保度は長谷寺執行五師禪真法橋が加持師となり、弘安度は長谷寺大阿闍梨禪惠法眼が之に當つて居て、寺の長老が之に奉仕するのが通例である様に思はれるが、明應度の加持師選定に際して、尋尊が「先例隨意歟」五年二月十八日と言つて居る様に何等定つた規定がある譯ではなかつた。

明應度の加持師選定の事情を見ると、五年二月十八日には使節東勝院が奈良に上り、佛師・手斧始・御衣木加持・執行進退等の事に就いて、尋尊の指示を受けて居るが、尋尊は加持師に就いて

御衣木加持事、先例隨意歟、然者今度事内山上乘院僧正公濟を推して居る。更に三月十九日にも再度奈良に上つた使節に對して、極力公濟を推薦して居る。

長谷寺に於いては前執行弘賢は長享二年に入滅し、その跡は僅か二歳の豊法師丸に依つて嗣がれ、當時執行は猶童形であつた爲、加持師としては全然問題に上らず、却つて執行の進退に關して別當の意向を叩かねばならない状態にあつた。然るに前の建保・弘安の兩度共に寺僧が之に當つて居るので、阿闍梨某が先例に從つて之を望んだが、尋尊は許さず、使節に對して七月三日

御衣木加治師事、當所阿サリ爲上意不可沙汰、可止其望分一定、就其可然
躰可計略申之由申、尤可然旨仰、早可定其躰、名字等可注進申入之由仰了、
先日内々及其沙汰、高野法師可然歟云々、此条無勿躰、彼中院流ハ小野・
廣澤兩流之内ニテ又非兩流、一向爲結縁建立一流也、如此一天無双之本尊

供養ニ可懃仕事不可有事也、兩流之内可然躰可申勘歟可然也、
と答へ、更に長谷寺の試案たる高野法師案をも排して、眞言宗の小
野・廣澤兩流の中より然るべき人體を選ぶべき事を命じて居る。そ
の結果他に適當なる人物無く、一應の辭退の後、尋尊の初案通り上
乘院僧正公濟に決定した。八月四日、同五日。

かくして到來の御衣木の校合も型の如く終り、佛師・番匠の長谷
寺下向も無事完了し、諸般の準備整ふや、八月十五日を期して嚴肅
な御衣木加持並に手斧始の儀式が遂行されたのである。この儀式の
順序等に關しては、之に列した奉行泰弘の報告を、尋尊が書き留め
て居るので、些か沉漫に亘るが左に引用して見よう。八月十日。

泰弘上座自長谷寺罷上、昨日儀亘細言上、在所正堂之東庇也、南北行四間、
東西行二間、廣間也、(中央)御衣木二本南北行ニ置之、本南末北、東方ニ
机立之、香呂等置之、礼盤立之、丑寅角小文一帖敷之、西向、僧正、戌亥
角小文一帖敷之、南向、西方南北行座敷也、所司三人東向、北、五師三人
東向、南、兩座之中執行童形也、出仕東向、東方西向、佛師春慶法眼以下
出仕、南方東西行北向、小佛師數輩出仕、辰巳方斬下番(軒)、假治出仕、一
所也、加持師之後斬下從僧座敷、北丑寅方斬下裏頭衆立了、其次第、悉以
出仕以後、加持師登札盤、佛師等召寄、其作法在之、下札盤著本座、次高
野籠僧木食上人罷出、香衣也、於御衣木上刀初、退著座、御衣木本南方北向、
次春慶法眼罷出刀初之、次々佛師少々如此、次馬引之、小佛師罷出請取之、

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

三四疋在之云々、次佛師自末座退出、次所司・五師等退出、次奉行退出、
次加持師退出、次裏頭衆相殘在所成敗之、拵等立廻云々、早々可造立申旨、
則奉行佛師等ニ加下知了、

加持師上乘院僧正香鈍色・香平ケサ・表袴、手興也、從僧一人鈍色・白モ・
五帖・表袴、力者以下、奉行泰弘鈍色・平ケサ・表袴、中間二人、香、所
司・五師各鈍色・平ケサ・表袴、執行水干、金ラン、春慶法眼鈍色・五帖・
表袴、二肅同、三肅付衣・五帖、小佛師小衣・白五帖、番匠以下直垂、常
加持師宿所公坊、出仕路ハ登廊經之、每事無爲珍重々々、

之は大體に於いて弘安度の先例に従つたものであるが、加持師の作
法等に關しては、弘安度の記録に何等記載がない爲に、興福寺々門
の祈禱本尊圖繪の場合の御衣絹加持の規式に従つたものであつた。

八月十日。かくして御衣木加持が終ると共に、この木材は本尊の材料と
しての條件を具へ得る譯であつて、こゝに於いて前述の如き御衣木
に對する信仰が生じて來るのである。

猶右の御衣木加持の記事に就いて注意すべき事は、列席者の中に、
加持師・工匠の外に、奉行泰弘上座・長谷寺執行・所司・五師各三
人が擧げられて居る事である。これは弘安度の御衣木加持の記事中
に記された

佛所惣奉行

菩提山御所房官所晴實藏人法眼、

實惠大輔寺主、良憲大進寺主、

寺内奉行人

實算修理目代、

所司三人 有賢 澄賢 信慶

五師三人 淵尊 賴祐 快質

とあるものと對比して注意すべきものであつて、十一面觀音造像の場合に於ける奉行人の組織が、明應度に於いても弘安度を摸した構成を持つものであつた事が知られるのである。

この儀式の終了と共に、佛師・番匠等は銳意造像に精進する譯であるが、特にこの十一面觀音の場合に於いては、觀音の縁數に因んで三十三日間に成し遂げる事が要求せられて居た。即ち建保・弘安兩度には固くこの事が守られたものと見え、特に三十三日間に刻彫の功を畢つた事が特記されて居る。明應度はこの事に關しては何等記されて居ないが、總て建保・弘安の例が守られたのであるから、先規に従つて三十三日間に造像の事が終了したものと見るべきであらう。

然して弘安度に見られる様に、この三十三日間佛師・番匠等は、受戒の上五戒を持し、魚肉・五辛等を退け、毎朝沐浴の上淨衣を著するものが規律であつた。然し之は總佛師・番匠に要求せられたものでなく、特に大佛師のみが全期間を通じて齋戒を持し、小佛師以下は始めの三日間の持戒に依つて、餘日は免せられると言ふ便法が採られて居た。又この間に於ける佛師・番匠の飯料は勸進所の沙汰、菜饗は寺僧の順役と定められて居た。

この後新造佛奉立の儀があり、尋で光背刻彫及びその奉立の儀があつて、佛師及び木合番匠に課せられた工作過程が一應終了するのである。今弘安度の實際に就いてそれ等の經過を見ると、六月十一

日に佛師・番匠等が下向し、翌十二日午刻大阿闍梨禪惠の手に依つて御衣木加持の儀式が行はれ、それと共に手斧始が行はれて居る。その後廿日には新造佛奉立の下準備として、勸進聖等の沙汰として、觀音寶座の燒跡の灰が除去され、その上を淨布を以て覆ひ、その磐石の上に箱を被覆する行方が行はれて居る。越えて七月七日より沐浴精進した佛師・番匠等は内陣に入り、禮堂の假屋の上に輶轄を構へて新造佛を奉立し、翌八日には佛面竝に頂上小面奉上の事が行はれ、この終了と共に、手斧始の時と同様に、佛師・番匠等に夫々祿物が與へられ、塙飯が饗應された。

かくして本尊の造像完了と共に、佛師等は光背の作製に取り掛るのであるが、弘安度は既に七月廿日にはその工を了し、翌廿一日にはその奉立の儀があり、佛師・番匠には本尊の場合と同様に祿物が與へられ、塙飯の饗があつた。建保度はこの光背の刻彫は塗師の塗身の後に行はれて居て、その爲に特に佛師及び番匠が再度下向して居るが、これは特別のこととすべきであつて、光背作製は本尊造像に次いで直ちに行はれるのが通例であつた。

これで佛師・番匠の分擔工程は一應完了を見る譯であつて、夫々長谷寺を退下し、別當大乘院に伺候して禮詞を述べた後、夫々の工房に歸るのである。

この間の佛師・番匠等の作料以下の報酬に就いて見ると、明應度には何等の記載を見る事が出來ないが、建保・弘安の兩度は大體に於いてその詳細を知る事が出来る。先づ建保度の本尊の木造料に就

いては

二百石 佛師木造斎 十五人

と記され、快慶の用途支度注文にも同様に二百石と注されて居るが、その他の食料及び番匠の作料に就いては、何等見る事が出来ない。

弘安度には作料として佛師中に錢二百貫文が下限され、更に造立嚴重の功を賞して重錢二十貫文が與へられて居る。この場合も番匠の作料に就いては、單に「番匠作料・日食等下限了」と記されて居るのみで、その額に就いては何等記されて居ない。

次に光背は本尊と別箇の仕事とされて居るのであるが、弘安度にはその作料に就いて何等の記載を見る事が出来ないのみか、本尊作料二百貫文の中に含まれて居る様にさへ思へる。然し建保度の例を見ると、

二十九石八斗四升會所、御光佛師七人 番匠五人

とあるが、一方には佛師に就いて、「食料九石二斗四升會所斗、作斎如前下限了」と記され、番匠に就いては、作料十石、食物六石六斗を記されて居て、この二十九石八斗四升が如何様に配分されたかと言ふ問題に就いて、いさゝか疑問なきを得ない。

ホ 塗師・薄師・飫佛師

上述の如き工作過程を経て、新造本尊は一應佛師の手を離れて、裝飾的方面を分擔する工匠の手に委ねられるのである。即ちこの後残された問題は、その塗身・薄押或は飫等に關する所謂最後の仕上

に關する方面的仕事である。以下それ等の問題を順次述べて見よう。

先づ佛身の塗漆の問題から始めると、佛身或は光背を塗る仕事は、塗師の手に分擔されるものである事は言ふ迄もない。建保度の實例を見ると、塗師橘宗國が伴十五人を引率して之に從事して居るが、宗國以下が如何なる所屬にある塗師であるかは、何等記されて居ない。所が弘安度を見ると、之に從事した塗師の交名十八人分が挙げられて居る。その記述に従ふと、友安以下六人は大乘院方の龍花院座衆、宗家以下五人は房官所、即ち長谷寺奉行たる大乘院家の房官を名主とする座衆、その他は所屬不明と言ふ配分状態が見られるのである。之等の例から推して、塗師も大體に於いて南都居住の座が選ばれたのではあるまいかと思はれる。

この塗師の塗漆の回數は、弘安の例を見る、御身五回、本師小面五回、御衣文等五回、光背三回と言ふ割合であつた。然して之に要した漆は建保度は真漆一石、弘安度は一石四斗五升、その直錢百八十五貫文といふ多量であつた。その他之に要した材料の詳細な品目は、前號に研究資料として擧げた建保・弘安兩度の再建記録を參照され度い。然して塗漆に從事する塗師達が、その工程の全期間を通じて、齋戒沐浴の上淨衣を着して之に當つた事は、前の佛師・番匠の場合と同様である。

この場合の塗師に對する報酬を見ると、建保度は、大工は日別酒直を加へて米五升、その從者一人一升、その他は日別四升の割合で、食料が作料の他に支給されて居る。この食料は八月廿三日より九月

廿一日に至つて廿七日間合計十六石二斗に上つて居る。然して作料としては能米七十石が下行されて居る。之に對して弘安度は、作料五十九貫七百八十文であり、八月廿五日より十月五日に至る四十日の從事期間の食料は十五石八斗を算して居る。この場合榮饗は佛師の場合と同様寺僧の巡役となつて居る。こゝに注意すべき事は、建保・弘安の兩度を比較して、佛師の木造料が一石一貫の比率を保つて居るのに對し、この塗師の場合は、兩度を比較して從事期間が長いにも拘らず、大體に於いて一石對六百文の割合となり、作料が弘安度に於いて下落の傾向が認められる。然しそれが如何なる理由に基づく結果であるかに就いては勿論明らかでない。この作料・食料の他に花塗時その他一回に亘つて、祝儀として祿物・烷飯等が與へられた事は言ふ迄もない。

塗身以下に次いで、薄押の工程が進められる。之に從事するものは勿論薄師である。建保度を見ると、薄師として大工佐伯安長以下七人が下向した事が記されて居る。弘安度になると更に詳しく、伴二人を從へた奈良方の大工吉光、伴四人を從へた京都の大工淨心入道、及び寺住の繪佛師信乃房幸禪の名が挙げられて居る。之に依つてこの時の仕事が京都・奈良・寺住の三者に配分された事を見得ると共に、その中に繪佛師が加入して居る事は注意すべき事實であらうと思ふ。即ち造像事業の盛行と共に、その工作過程に、木佛師・

筋佛師・塗師・薄師といふ様な色々な階段を持つ分化が生じて來るのであるが、それ等は明確に仕事の範囲が分業的に規定されたもの

でなく、木佛師が以下の筋・薄押等すべての過程を單獨に行ふ場合も見られるし、又右の場合の如く佛畫を専門とする繪佛師が薄師の仕事に加はり、或は又佛像修飾の仕事に從事したりする様な場合もあつたのである。かゝる意味に於いてこの薄押の仕事に、寺住の繪佛師幸禪が其の員に加つて居る事實は注意さるべきである。

この薄押は、建保度の記載を見ると、本面十一重、胸部竝頂上佛面前二面は五重、本師七重、御衣二重、御座一重とあり、弘安度も同様である。之に費消された薄は、建保度は佛身以下に一萬七千七百廿七枚、光背に五千枚、都合二萬二千七百廿七枚を要したと記されて居る。又一説に光背の裏面用として更に六千枚の薄を入用とした旨も記されて居る。之に對して弘安度は本面以下に方五寸の薄二萬二千六百餘枚が費消された。この場合薄師が齋戒沐浴して事に當る事は、前の塗師等と同様である。

之に對する報酬は、建保度は九月廿七日より十月廿七日に至る廿一日間の食料九石三斗と、作料十八石二斗九升、合計二十七石五斗九升であつた。弘安度は十月八日より十一月八日に至る卅一日間であるが、食料に關しては記載なく、作料は錢二十三貫文と記されて居るが、相當額の食料は勿論下行されたものであらう。この場合工程完了と共に祿物以下が與へられる事も、總て前の場合と同様である。

かく塗身・薄押の仕事が終ると共に、最後に殘されるのは、仕上の問題である。建保度再建記録の十月廿八日の條を見ると

法眼快慶下向、伴八人、番匠三人、粧佛師五人、銅工一人、

但粧佛師五人・銅工一人、惣賜四貫百文了、

と記されて居て、之等が最後の仕上に當る工匠であつた譯である。

弘安度には、飫佛師に與へられた工程は既に塗師が工程完了の後に行はれて居るので、最後の「御開眼事」の條に擧げられたのは、大佛師運實以下慶秀・湛康の交名のみである。この場合に於ける佛師の下向には、勿論開眼供養參列の意味が含まれて居るのではあるが、その序に最後の仕上が行はれたものと推せられる。

即ち建保の大佛師快慶の用途支度注文を見ると、飫に關する記載の後に「御櫛料紺青百兩・下行、下塗料空青三升・用墨白青了、御口塗

料・光明朱五兩、下行、錄青五兩・下行、胡粉五兩・下行、巾布四反、下行、」

と注され、弘安度の「御開眼事」の條に「紺青三十兩・錄青三兩・朱沙三兩・胡粉五兩」と記されて居るのは、何れも最後の仕上に於ける、佛師の手に依る佛面以下の採色用途に宛てられた事を示すものであらう。

さて最後に残された問題は、飫佛師・銅工等の分擔工程である。

飫佛師に就いては、既に谷信一氏の飫佛師考なる論文(註)があつて、その造像過程上の分擔工程が明らかにされて居る。氏が引用された建久五年七月日の飫佛師橘吉弘の一尺觀音勢至御飫支度注文に依ると、飫佛師の分擔すべき工程は、大體に於いて、天冠以下の裝飾と玉嵌入の二つと認められる様である。之を長谷寺十一面觀音の場合に就いて見ると、快慶の用途支度注文に

頭陥井面露脇冠飫新錢六貫文

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

とあるのは、建保度の飫佛師の分擔工程の範圍を示すものに他ならない。猶この他に眉間御珠嵌入も飫佛師に課せられた仕事であつた。長谷寺十一面觀音の眉間には徑約二寸、小面には徑九分の水精の珠が嵌入された。建保度は最後にその嵌入が行はれて居るが、弘安度は、塗師と略々時を同じくして、九月十七日から十月五日に至る十九日間に亘つて行はれ、大工平宗吉がその子息爲宗と共に之に從事し、作料四貫三百文の下行を受けて居る。

所が明應度の例に就いて見ると五年十月十日。

長谷寺御佛嚴師事、以宗信五師押上嚴師所望之間、申遣彼寺之處、返事、當寺本尊嚴ハ、悉以木沙汰候、雖然以糸金貫候、其時節一人之事可被召下候、此方早申定躰候、四五日之間手間分候、

とあり、押上の飫師の所望に對して長谷寺方では、本尊の飫は木を以て沙汰するものであり、且四五日の手間しか要しない簡単なものであり、且既に決定した仁體があるが、絲金使用の場合があるので、押上の飫師一人を限つて召し下され度いと返答して居る。之は前の建保・弘安度にも見られる様に僅か四貫文前後の作料しか豫定されない簡単な仕事であるので、長谷寺の返答も尤もと首肯出来る。かかる事情が、谷氏も飫佛師の役分範圍に關して「單に上述裝飾的部分が必ずしも絶對的に飫佛師の役分範圍であり得たものではなからう。否、むしろ責任佛師の命と當該佛師の如何によつて、普通佛師の從事する場合も多くあり得たであらうことは想像に難くない。」

と指摘された様に、飫佛師の造像過程上に於ける分業的獨立性を疑はしめるものである。然し長谷寺十一面觀音の如き巨像の場合に於いては、飫佛師は依然として獨立した分擔工程を、さゝやかながら保持し得たのであるまいかと思はれる。

以上長谷寺十一面觀音の造像と、それに從事した工匠の問題に就いて述べた。この十一面觀音が二丈六尺といふ巨像であつた關係上、寄木法が取られたのは勿論であるが、その造像過程上に於いて、佛師・番匠・鍛冶・塗師・薄師・飫佛師・銅工等に依つて、略完全に近い分業化が行はれて居る事は注意されなければならないと思ふ。

勿論この現象はこの十一面觀音が巨像であつた事にも因由するのであるが、他面之が造像された時代が、建保・弘安度の如く、平安朝から鎌倉期にかけての木彫興隆期の跡を受けた時であり、その造像技術が向上し、工作過程に於いても極度の分業化が行はれて居たと言ふ客觀的状勢に依る所大なるものがある事も亦忘れられてはならない。

註、歴史地理、第六十四卷第五號。

五 むすび——開眼

開眼が行はれる前に、佛舍利の奉納が行はれる。この佛舍利は眉間の御珠の底に奉納されたものであつて、建保度には笠置寺の法阿

彌陀佛所持の唐招提寺の佛舍利一粒が本面の眉間の底に奉納されて居る。この時はこの他後鳥羽上皇の御名尊成の名を彌した一寸餘の金札外二枚及び二寸六分の觀音像を摺寫し、その裏面に結縁諸檀那の交名を書したものが、佛身中に奉納された。弘安度に於いては、龜山上皇は弘安三年七月廿八日院宣を東寺長者に下されて、長谷寺御佛眉間料として佛舍利五粒を召し寄せられ、東寺文書、御一之七、新造本尊の眉間に奉納あらせられた。その他北白川女院・花德門女院以下御奉加のものも夫々本面並に頂上小面の眉間に奉納されて居る。

かくして最後の仕上工作を完了した尊像は、唯開眼供養を待つ許りとなつた。即ち再び吉日が選ばれ、導師以下の參向があり、開眼供養の儀式は嚴肅に行はれるのである。この場合にも參列の大佛師以下に祿物が與へられた事は、言ふ迄もない所である。

この開眼供養が終了した後に、始めてこの新造の十一面觀音像は、古來多くの靈驗を示した焼失前の尊像と何等替る所なく、むしろそれにもいやすまして靈威あらたかな靈佛としての佛格を具備するものとして、諸人の禮拜讚仰の對象となり得るのである。

この他長谷寺の復興に關しては、觀音堂以下の堂塔坊舍の再建復舊の問題が殘されて居るが、それ等に就いては今は總て省略に從ふ事とする。唯それ等の總ての復興が完了して全山の落慶供養が營まれるのは、前來述べた如く、數年或は數十年の後に屬するものである事を付記してこの稿を終る事とする。(完)